

日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業  
基本協定書（案）

加古川市（以下「本市」という。）は、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり代表企業たる●●●●（以下「代表企業」という。）、構成企業たる●●●●、●●●●（以下これらの企業を個別に又は総称して「代表企業以外の構成企業」といい、代表企業及び代表企業以外の構成企業を個別に又は総称して「構成企業」という。）と本事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、別紙1に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、実施協定等の締結に向け、本市及び構成企業の権利及び義務並びに諸手続を定める。

（責務）

第2条 本市及び構成企業は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 構成企業は、公募設置等指針等及び公募設置等計画等をもとに、本市、及び交通管理者、その他の各関係機関と協議を行う。
- 3 構成企業は、本事業の実施に関して本市が実施する市民説明会及び市民意見交換会に出席し、また、公募設置等計画等に係る資料作成及び説明を行う等、本市が求める協力を行う。
- 4 構成企業は、前二項及び加古川市日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業者選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更（以下「変更行為」という。）の対応を行ったうえで、公募設置等計画等を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。
- 5 本市は、前項で承認した公募設置等計画について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5に基づき、当該公募設置等計画が適当である旨の認定を行う。

（本事業の概要及び役割分担等）

第3条 本事業の構成は、次のとおりとし、詳細は別紙2に定めるとおりとする。

- (1) プロジェクトマネジメント業務
  - (2) Park-PFI 事業
  - (3) DB 事業
  - (4) 指定管理業務
- 2 第1項の各号に定める事業ごとに構成企業が本市に対して行う一切の行為は、別紙2に定めた代表者を通じて行われるものとする。
  - 3 第1項に規定のない業務又は役割に疑義のある業務については、代表企業がその都度業務を行う者を定めることとし、代表企業はその結果について本市に報告を行うものとする。
  - 4 代表企業は、本基本協定の締結から実施協定の終了に至るまで公募設置等指針等、公募設置等計画等に基づき、プロジェクトマネジメント業務として、マネジメント業務及びブランディング業務を実施する。

- 5 本市は代表企業に対し、代表企業によるプロジェクトマネジメント業務の実施状況が、公募設置等指針等及び公募設置等計画等の条件を満たしていない場合は、改善勧告を行うことができるものとする。

(事業者の責任等)

- 第4条 構成企業は、本基本協定において別途規定されている場合を除き、本事業を履行するために必要な一切の手段を自己の責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施し、本事業の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 前項において、構成企業は、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、本基本協定上のいかなる責任をも免れず、構成企業の責めに帰すべき事由があったものとして、本基本協定上の責任を負う。ただし、本基本協定において別途規定されている場合はこの限りでない。
  - 3 本基本協定及び設計・建設工事請負契約に基づきDB対象施設設計業務担当企業及びDB対象施設建設業務担当企業が負う債務の履行については、本基本協定及び設計・建設工事請負契約に別段の定めのある場合を除き、構成企業が本市に対して連帯して責任を負う。
  - 4 本基本協定に別途規定されている場合を除き、本市の本事業に関する確認若しくは立会い又は構成企業から本市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、構成企業はいかなる構成企業の責任をも免れず、当該確認若しくは立会い又は報告、通知、若しくは説明を理由として、本市は何ら責任を負担しない。
  - 5 代表企業は、本事業から離脱してはならない。ただし、代表企業以外の構成企業のいずれかが本事業から離脱した場合、他の構成企業は、本事業を継続して実施する責任を負うものとし、本市の承諾を得た上で、離脱した構成企業が担当していた業務を承継することができる。

(実施協定等)

- 第5条 本市とDB対象施設設計業務担当企業及びDB対象施設建設業務担当企業は、別途設計・建設工事請負契約の仮契約を締結し、加古川市議会における議決をもって、本契約を成立させることを確認する。
- 2 本市及び構成企業は、本事業の実施に向けての協議及び第2条第5項に規定する公募設置等計画の認定を経て、別途実施協定を締結するものとする。
  - 3 本市と指定管理業務を担当する企業は、指定管理者の指定に係る加古川市議会の議決を条件として、別途指定管理基本協定を締結するものとする。
  - 4 本市と認定計画提出者は、特定公園施設譲渡契約の仮契約を締結し、加古川市議会における議決をもって、本契約を成立させることを確認する。

(実施協定等不調の場合における処理)

- 第6条 天災地変その他の市又は事業者のいずれの責めに帰すことができない事由により実施協定等の締結に至らなかった場合における費用（本市又は構成企業が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本基本協定を解除するために要した費用）については、本基本協定のうち実際に出捐したものがそれぞれ負担するものとし、相手方に当該費用を請求することができない。

(任意解除)

第7条 構成企業は、構成企業の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、本市と協議の上、構成企業の地位を辞退し、本基本協定を解除することができる。

- 2 構成企業は、前項の規定により構成企業の地位を辞退し、本基本協定を解除しようとするときは、本市に対して書面によりその旨を申し出なければならない。
- 3 構成企業は、第1項の規定により本基本協定が解除された場合、連帯して、本市に対して、違約金を支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の額は、金●●●,●●●円（提案された公募対象公園施設の設置許可・管理許可使用料の24か月分に相当する額）とする。
- 5 前二項の規定は、本市に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、本市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（強制解除）

第8条 本市は、次に掲げる場合は、事前に代表企業を通じて構成企業に通知することにより、構成企業の構成企業としての地位を解消し、本基本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第5条第1項に規定する設計・建設工事請負契約が締結されない場合又はDB対象施設設計業務担当企業又はDB対象施設建設業務担当企業が客観的な理由から事業継続が不可能又は困難であると合理的に認められ設計・建設工事請負契約が解除された場合
- (2) 第5条第2項に規定する実施協定が締結されない場合
- (3) 構成企業が、次条の規定に違反した場合で、本市が本事業の実施に支障があると認める場合
- (4) 構成企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1号又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した場合
- (5) 構成企業又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）場合
- (6) 前二号に規定するもののほか、構成企業又はその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合
- (7) 構成企業のいずれかが、次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴

力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められる場合

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められる場合

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合

(8)構成企業が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合

2 本市は、本基本協定、設計・建設工事請負契約について、いずれかの協定又は契約が解除された場合には、当該解除された協定又は契約以外の協定又は契約についても、事前に代表企業を通じて構成企業に通知することにより、本市に損害賠償債務その他の金銭債務を発生させることなく、解除することができるものとする。

3 前2項に掲げる場合により、本協定が解除された場合は、構成企業は、連帯して、本市に対して違約金を支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であって構成企業の帰責事由によらない場合は、この限りでない。

4 前項の違約金の額は、金●●●,●●●円(提案された公募対象公園施設の設置許可・管理許可使用料の24か月分に相当する額)とする。

5 前二項の規定は、本市に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、本市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第9条 本市と構成企業は、本事業に関して相手方から秘密情報として受領した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本基本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、構成企業が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は本市が加古川市情報公開条例(平成10年条例第27号)等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第10条 本基本協定の変更は、本市と構成企業の書面による合意により行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 構成企業は、本市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位並びに本基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(協定期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から全ての実施協定等が締結された日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条、第14条及び第15条の規定の効力は、本基本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

(事業期間)

第13条 本事業の事業期間は、本基本協定締結の日から実施協定に定める終了日までとする。

2 公募設置等計画の認定有効期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までとする。

3 指定管理者制度の指定有効期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までとする。

(協議等)

第14条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、本市と構成企業は誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本基本協定は、日本国の法令等に従って解釈されるものとし、本基本協定に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を●通作成し、本市と構成企業がそれぞれ記名押印の上、本市と構成企業が各●通を保有する。

また、本市は、本基本協定の締結に際して、構成企業が締結した次の各号の協定の写しを本市に提出したことを確認した。

- (1) 設置等予定者が複数企業の場合、Park-PFI 事業を担当する構成企業間で締結した、Park-PFI 事業の代表者及び責任分担を定めた連合体協定
- (2) DB 対象施設設計業務担当企業及び DB 対象施設建設業務担当企業間で締結した、DB 事業の代表者及び責任分担を定めた連合体協定
- (3) DB 対象施設建設業務担当企業が DB 対象施設の建設業務の履行に際し特定 JV を組成する場合、特定 JV の代表者やその内容を定めた特定建設工事共同企業体協定
- (4) 指定管理業務を担当する構成企業が複数ある場合、指定管理業務を担当する構成企業間で締結した、指定管理業務の代表者及び責任分担を定めた連合体協定

令和●●年●●月●●日

本市

兵庫県加古川市加古川町北在家 2 0 0 0 番地

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

構成企業

代表企業（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）

代表企業以外の構成企業（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）

## 別紙1 定義集

- (1) 「公募設置等指針等」とは、以下の書類をいう。
  - ① 令和6年3月8日に公表した日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業公募設置等指針及び指定管理募集要項並びに要求水準書その他の付随する一切の書類（公表後の修正を含む。）
  - ② 令和6年●●月●●日に回答した質問回答書
- (2) 「要求水準書」とは、本事業に関し令和6年3月8日に公募設置等指針とともに公表された日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業要求水準書及びその別紙をいう（その後の変更を含む。）。
- (3) 「公募設置等計画」とは、設置等予定者が都市公園法第5条の3の規定に基づき、公園管理者である本市に提出した計画をいう。
- (4) 「公募設置等計画等」とは、以下の書類をいう。
  - ① 構成企業が公募設置等指針等に記載された本市の指定する様式に従い作成し、本市へ提出し、公募設置等計画（変更された場合は変更後のものを指す。）及び付随する一切の書類
  - ② 加古川市日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業者選定委員会において加古川市が実施したヒアリングの内容並びにそれに関する一切の質疑及び回答
  - ③ ①の内容に対する一切の質疑及び回答
- (5) 「設計・建設工事請負契約」とは、本市とDB対象施設設計業務担当企業及びDB対象施設建設業務担当企業との間で締結する予定のDB対象施設に係る日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約をいう。
- (6) 「実施協定」とは、本市及び構成企業との間で締結する予定の日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業実施協定書をいう。
- (7) 「実施協定等」とは、設計・建設工事請負契約及び実施協定を個別に又は総称していう。
- (8) 「指定管理基本協定」とは、日岡山公園の管理運営に関する基本協定をいう。
- (9) 「特定公園施設譲渡契約」とは、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業特定公園施設譲渡契約をいう。
- (10) 「プロジェクトマネジメント業務」とは、要求水準書第1章4. に規定する業務（関連事業との調整を含む。）及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (11) 「指定管理業務」とは、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業指定管理業務仕様書に規定する業務及び当該業務実施する上で必要な関連業務をいう。
- (12) 「設置等予定者」とは、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項に定める公募対象公園施設担当企業をいう。
- (13) 「認定計画提出者」とは、公募設置等計画等を提出し、本市が優先交渉権者として決定した者のうち、公園管理者である本市が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者をいう。
- (14) 「DB対象施設建設業務担当企業」とは、要求水準書に規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務のうち、建設業務に係る業務を担当する企業をいう。
- (15) 「DB対象施設設計業務担当企業」とは、要求水準書に規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務のうち、設計業務及び工事監理業務に係る業務を担当する企業をいう。

(16)「交通管理者」とは、兵庫県警察をいう。

(17)「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、加古川市の条例及び規則、これらに基づく法令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断その他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。



別紙2 本事業の構成

事業名	業務名	担当企業
プロジェクトマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント業務</li> <li>・ ブランディング業務</li> </ul>	(代表企業)
Park-PFI 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募対象公園施設の設計・工事監理業務、建設業務、維持管理・運營業務</li> <li>・ 特定公園施設の譲渡 (設計・工事監理業務、建設業務を含む)</li> <li>・ 利便増進施設の設置・維持管理業務</li> </ul>	(Park-PFI 事業の代表者) (構成企業)
DB 事業	・ DB 対象施設設計・工事監理業務	
	・ DB 対象施設建設業務	(DB 事業の代表者)
指定管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理業務</li> <li>・ 運營業務</li> <li>・ 自主事業</li> </ul>	(指定管理業務の代表者) (構成企業)

※構成企業の提案に応じて別紙を作成・添付